

令和5年第13回総社市農業委員会総会議事録

1 開会 令和5年12月8日(金) 午後1時30分

2 閉会 令和5年12月8日(金) 午後3時29分

3 場所 総合福祉センター3階 大会議室

4 出席または欠席した農業委員

出席 14人

1番 林 眞理 (農政担当)	2番 守安 淳市
3番 秋山 陽太郎 (農地担当)	4番 定井 正雄 (会長)
5番 中村 安行	6番 友野 伸樹
7番 能登谷 和正 (会長代理)	8番 仮谷 昌典
9番 若林 勤	11番 渡邊 豊
12番 小原 弘	13番 奥山 弘志
14番 渡邊 則文	15番 小西 忍

欠席 1人

10番 在間 洋則

5 出席した農地利用最適化推進委員

茅原 弘和	最相 信雄	高尾 郁夫	石尾 弘	海野 宏道
池上 次男	竹内 功次	長代 悦和	杉岡 賢二	劔持 孝明
高谷 幹晴				

6 職務及び説明のため出席した者の職氏名

農業委員会事務局

局長 小川 正義 次長 岡中 芳浩 主査 萬成 教雄 主任 新谷 紗季子

7 議事録署名委員

8番委員 9番委員

8 本日の議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 付議事件

議案第52号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について

議案第53号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について

議案第54号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について

議案第55号 農用地利用集積計画について

報告第33号 農地法第3条の3の規定による農地等の相続等の届出の受理の決定について

報告第34号 農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について

9 付議事件及びその結果

原案どおり可決

10 議事経過の概要

次のとおり

開会 午後1時30分

(会長) それでは、只今より令和5年第13回総社市農業委員会総会を開会いたします。只今の出席は、農業委員が14名、欠席1名。そして農地利用最適化推進委員が11名の出席です。農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する在任する委員の過半数が出席しております。よって総会が成立していることを報告します。本日の議事日程は、皆様のお手元に配布しております日程表のとおり進めてまいりますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。次に、総会での注意事項について申し上げます。発言される場合は必ず挙手をし、議席番号を言ってから発言してください。やむを得ず離席する場合は必ず許可を得るようにしてください。携帯電話は電源を切るかマナーモードにするようお願いいたします。

(会長) 日程第1 議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、総社市農業委員会会議規則第33条の規定により、8番委員、9番委員を指名いたします。

(会長) 次に、日程第2 会期の決定を行います。本総会の会期は、総社市農業委員会会議規則第5条の規定により本日1日限りと決定いたします。

(会長) 次に日程第3 付議事件の審議に入ります。それでは、農地担当の秋山委員、審議をよろしくお願いいたします。

【議案第52号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について】

(農地担当) それでは、議案第52号、農地法第3条の規定による農地等の許可申請について、を議題といたします。それでは、事務局お願いします。

(主査) 【議案第52号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について朗読】

【受付番号67番】

(農地担当) それでは67番、下倉の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(4番委員) この農地は家を購入する際に畑も一緒についてきたという案件です。詳細は杉岡委員からお願いします。

(杉岡委員) この案件ですが、空き家を購入する際に、家の前にある農地も一緒に購入したということです。今後は、野菜を作付けするそうで、水利などの影響もなく、地元としては問題ないと思いますのでよろしくご審議ください。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。67番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、67番は許可されました。

【受付番号68番】

(農地担当) 続きまして68番、総社の件につきまして、地元委員の説明をいたします。

(3番委員) この案件ですが、取得しようとする農地はすべて田です。詳しくは茅原委員から説明をお願いします。

(茅原委員) この案件ですが、渡人が高齢になり管理できないという事で、この農地の一部を管理していた受人にすべてお願いしようとする案件です。受人は、父親と一緒に刑部地区を中心に水田をされており、農機具も充実しており、地元としては問題ないと思いますので審議をお願いいたします。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。68番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、68番は許可されました。

【受付番号69番】

(農地担当) 続きまして69番、西阿曾の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(1番委員) この案件ですが、渡人は高齢で市外にお住まいということで農地が管理できなくなり、この度、受人に贈与しようとするものです。この農地に隣接している方でして、地元としては問題ないと思いますので、よろしくをお願いします。

(農地担当) それでは、この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。69番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、69番は許可されました。

【受付番号70番】

(農地担当) 続きまして70番、久代の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(11番委員) この案件ですが、農地付き空家を購入されたという案件です。受人は、まだ若い方で農業の経験はほとんどありませんが、農業をやりたいという意欲はあります。農機具については、これから揃えていくという事ですが、コンバインについては、近所の方が譲ってくださるそうです。田植え機とトラクターについては、私が現在使用していないものがあるので、それを貸してあげることにしました。軽トラは友人から借りるそうです。受人の自宅や農地が、私の家から近いので、目の届く範囲で指導をしていこうと思っております。6筆とたくさん農地がありますが、そのうち3筆は自宅のすぐ隣です。山裾にある農地が2筆あり、ここは保全管理のみをしていた農地です。ここは、管理をしっかりしていくということでした。また、田越の農地が1筆ありますが、現在お願いしている方にそのままお願いするそうです。奥さんと一緒に作業をしていくので、地元としては、問題ないと思います。よろしく審議をお願いします。

(農地担当) 竹内委員、何か補足はありますか。

(竹内委員) 面談しましたが、周りの方と融和するようお願いしました。奥さんと協力して農業をやっていくということで、地元となじんでやっていってくれると思います。よろしくをお願いします。

(農地担当) 今回の案件のように農地付き空き家の推進という事で、下限面積の要件が撤廃され、新規就農という形でこのような案件が増えていくと思われます。両委員しっかりお話をさせていただいておりましたが、皆様もこのようなケースがあった時は、後々のケアもしっかり考えて調査していただければと思います。よろしくお願ひします。

(農地担当) それでは、この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。70番を許可することにご異議ありませんでしょうか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、70番は許可されました。

【受付番号71番】

(農地担当) 続きまして71番、岡谷の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(6番委員) この案件ですが、受人は桃栽培をしており、この度、本家の農地を譲り受けて本格的に桃栽培を取り組んでいこうとするものです。農機具も所有されており、地元としては問題ないと思ひますのでよろしく審議をお願いいたします。

(農地担当) それでは、この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。71番を許可することにご異議ありませんでしょうか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、71番は許可されました。

【受付番号73番】

(農地担当) 続きまして73番、福井の件につきまして、地元委員の説明をいたします。

(3番委員) この案件については、茅原委員から説明をお願いいたします。

(茅原委員) この案件は、受人の隣にある農地として、以前から農地の管理を頼まれて野菜を作っておりましたが、この度正式に名義を変更して野菜をそのまま栽培していくという案件です。地元としては問題ないと思ひますのでよろしくお願ひいたします。

(農地担当) それでは、この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。73番を許可することにご異議ありませんでしょうか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、73番は許可されました。

【受付番号74番】

(農地担当) 続きまして74番、井手の件につきまして、地元委員の説明をいたします。

(3番委員) この農地は、住宅地に囲まれている農地です。詳しくは最相委員から説明をお願いします。

(最相委員) この案件は、家族内での所有権移転です。他にも農地をお持ちですが、きれいに作付けをされています。このまま所有者が変わっても特に問題はないと思いますので、よろしくをお願いします。

(農地担当) この方は他地区でも農地を所有されており、営農確認をしていただいておりますが、問題があるとの話はいただいておりますが、何か発言はありますか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは、営農状況は問題なしという事で、この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。74番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、74番は許可されました。

【受付番75番】

(農地担当) 続きまして75番、下倉の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(4番委員) この案件は、父親から贈与をするという案件です。詳細は、杉岡委員から説明をお願いします。

(農地担当) それでは、杉岡委員をお願いします。

(杉岡委員) 父親の農地を今後は息子がやっていくという事です。乾燥とかは、私が引き受けております。荒廃地になっていくところを守ってくれるという事でありがたいことと思っております。審議の程よろしくをお願いします。

(農地担当) それでは、この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。75番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、75番は許可されました。

【受付番号76番, 77番】

(農地担当) 続きまして76番, 奥坂の件につきまして, 77番と関連がありますので一括審議とさせていただきます。それでは, 地元委員の説明をお願いいたします。

(1番委員) この案件ですが, 農地の交換という案件です。76番の所有者が77番の近くに農地があつて椿油を採取するため現在, 椿を栽培しております。今後はその椿を拡張していく予定です。一方77番の所有者は, 市外に転出しており通いながら農業をしております。今回, 距離が比較的近くなるという事から77番の所有者から申し出があり合意に至ったようです。地元としては, 問題ないと考えておりますのでご審議をお願いします。

(農地担当) それでは, この件につきまして, 何かご質疑, ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。これらを許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、76番, 77番は許可されました。

【受付番号78番】

(農地担当) 続きまして78番, 井尻野の件につきまして, 地元委員の説明をいたします。

(3番委員) この農地は, 作付けをされておらず, 保全管理だけをされていましたが, この農地の入口にある宅地を所有しているのが, 受人です。実際, その宅地を通らないと農地に入れないということもあり, この度, 受人へ取得をお願いしたということです。地元としては, 問題ない案件と考えておりますのでよろしくご審議のほどお願いいたします。

(農地担当) 受人が常盤地区ということで中村委員, 何かありますでしょうか。

(5番委員) 特にありません。この農地には, 柑橘系を植える予定です。よろしく申し上げます。

(農地担当) この件につきまして, 何かご質疑, ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。78番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、78番は許可されました。

【受付番号79番】

- (農地担当) 続きまして79番, 東阿曾の件につきまして, 地元委員の説明をお願いいたします。
- (1番委員) この案件ですが, 渡人は県外へ出られており, 宅地を含めて一切の不動産の売却を希望しておられます。この農地は, これまで地元の担い手農家が耕作をしていましたが, 営農条件が非常に厳しく, 収益性も低いことから買い取りにも至らず, この度, 受人が引き受けてくれるという事になりました。受人は地元で営農型発電を大規模に行っており, 畑作を中心に営農をしております。今回取得予定の農地につきましても, 畑作を中心にして耕作をしていくと聞いております。地元としては, このまま耕作放棄地となるより営農によって管理がなされた方がよいという結論に至りました。よろしくご審議のほどお願いしたいと思います。
- (農地担当) この件につきまして, 何かご質疑, ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。79番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め, 79番は許可されました。

【受付番号80番】

- (農地担当) 続きまして80番, 西郡の件につきまして, 地元委員の説明をお願いいたします。
- (6番委員) この案件ですが, 受人と渡人は甥と伯父の関係です。この度叔父が亡くなり, 遺言により相続人以外の甥に遺贈するという案件です。受人はすでにこの農地を管理しており, 農機具も所有しているので, 地元としては問題ないと思います。ご審議の程よろしくお願ひします。
- (農地担当) 剣持委員, 補足はありますでしょうか。
- (剣持委員) 定期的に保全管理をされており, 問題ありません。
- (農地担当) それでは, この件につきまして, 何かご質疑, ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。80番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め, 80番は許可されました。

【受付番号 81 番】

(農地担当) 続きますて 81 番, 三須の件につきまして, 地元委員の説明をお願いいたします。

(2 番委員) この案件ですが, 受人と渡人の関係は, 兄弟です。渡人がこの度, 病気になり耕作が出来なくなったことから弟に贈与するという案件です。この農地の隣に受人の農地があるので同じように管理してくださると思います。地元としては問題ないと思いますので, ご審議の程よろしくをお願いします。

(農地担当) それでは, この件につきまして, 何かご質疑, ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。81 番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め, 81 番は許可されました。

【受付番号 72 番】

(農地担当) 続きますて 72 番, 三須の件につきまして, 地元委員の説明をお願いいたします。

(2 番委員) この案件ですが, 受人と渡人は親子関係です。この度, 渡人が高齢により耕作が出来ないという事で息子に貸すという案件です。まずは畑として耕作するそうです。地元としては問題ないと思いますので, ご審議の程よろしくをお願いします。

(農地担当) それでは, この件につきまして, 何かご質疑, ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。72 番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め, 72 番は許可されました。

【議案第 53 号 農地法第 4 条の規定による農地等の転用許可申請について】

(農地担当) 続きますて議案第 53 号, 農地法第 4 条の規定による農地等の転用許可申請について, を議題といたします。それでは, 事務局より説明をお願いいたします。

(主査) 【議案第 53 号 農地法第 4 条の規定による農地等の転用許可申請について朗読】

【受付番号23番】

(農地担当) それでは23番, 新本の件につきまして, 現地調査の報告をお願いいたします。

(11番委員) 周辺の状況ですが, 東が山林, 西が道路, 南が墓地, 北が山林です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。以上です。

(農地担当) それでは, 地元委員からの説明をお願いいたします。

(14番委員) この案件ですが, 現在の墓地が山の中腹にあり山肌が崩壊して危険という事で, 今回の申請になりました。申請地でございますが, 営農に支障はありませんので地元としては問題ないと思います。審議の程よろしく申し上げます。

(農地担当) 長代委員, 補足はありますでしょうか。

(長代委員) 補足はありません。よろしく申し上げます。

(農地担当) それでは, 事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが, 甲種, 第1種, 第2種, 第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで, 第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして, 何かご質疑, ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。23番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め, 23番は許可されました。

【議案第54号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について】

(農地担当) 続きまして議案第54号, 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について, を議題といたします。それでは, 事務局より説明をお願いいたします。

(主査) 【議案第54号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について朗読】

【受付番号78番, 80番】

(農地担当) それでは78番, 上林の件につきまして, 80番と関連がありますので一括審議とさせていただきます。現地調査の報告をお願いいたします。

(11番委員) 周辺の状況ですが, 東が宅地, 西が畑, 南が畑, 北が道路です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。以上です。

- (農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。
- (2番委員) この案件ですが、用水は問題ありません。排水は、宅地内に柵を設置し、既存の水路に接続します。生活雑排水については合併浄化槽に接続します。日照通風、土砂流出については、問題ありません。総合判断として周辺営農に支障はないものと思われま。どうぞご審議ください。
- (農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。
- (主査) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。
- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。これらを許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、78番、80番は許可されました。

【受付番号79番】

- (農地担当) 続きまして79番、上林の件について、現地調査の報告をお願いします。
- (11番委員) 周辺の状況ですが、東が道路、西が堤防、南が道路、北が堤防です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。以上です。
- (農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。
- (2番委員) この案件ですが、用水は問題ありません。排水は、宅地内に柵を設置し、既存の水路に接続します。生活雑排水については合併浄化槽に接続します。日照通風、土砂流出については、問題ありません。隣に農地がありますが、ミカンや栗を植えており残してほしいという事です。総合判断として周辺営農に支障はないものと思われま。どうぞご審議ください。
- (農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。
- (主査) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。
- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。79番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、79番は許可されました。

【受付番号 81 番, 82 番】

- (農地担当) 続きますして 81 番, 久米の件について, 82 番と関連がありますので一括審議とさせていただきます。現地調査の報告をお願いします。
- (11 番委員) 周辺の状況ですが, 81 番は東が畑, 西が宅地, 南が宅地, 北が水路, 82 番は, 東が田, 西が宅地, 南が道路, 北が畑です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。以上です。
- (農地担当) それでは, 地元委員からの説明をお願いいたします。
- (1 番委員) この案件ですが, 借家が手狭になったという事で申請がありました。地元としては問題ないと思いますが, 詳細は海野委員から説明をお願いします。
- (農地担当) それでは, 海野委員をお願いします。
- (海野委員) 営農条件への支障ですが, 用水は問題ありません。排水は, 宅地内に枥を設置し, 既存の水路に接続します。生活雑排水については合併浄化槽に接続します。日照通風, 土砂流出については, 問題ありません。総合判断として周辺営農に支障はないものと思われま。どうぞご審議ください。
- (農地担当) それでは, 事務局より補足説明をお願いいたします。
- (主査) 農地区分ですが, 甲種, 第1種, 第2種, 第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで, 第2種農地と判断しています。
- (農地担当) この件につきまして, 何かご質疑, ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。これらを許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め, 81 番, 82 番は許可されました。

【受付番号 83 番】

- (農地担当) 続きますして 83 番, 福井の件について, 現地調査の報告をお願いいたします。
- (11 番委員) 周辺の状況ですが, 東が畑, 西が宅地, 南が道路, 北が畑です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。以上です。
- (農地担当) それでは, 地元委員からの説明をいたします。
- (3 番委員) この申請地ですが, 周りは宅地化している場所です。詳しくは茅原委員から説明をお願いします。
- (茅原委員) この案件ですが, 周りは宅地化されており, 用水, 排水は問題ありません。土砂流出に

については、土留め壁で盛土をするので、周辺営農に支障はないものと思われます。どうぞご審議ください。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。83番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、83番は許可されました。

【受付番号84番, 85番】

(農地担当) 続きまして84番、三輪の件について、5条の85番と関連がありますので一括審議とさせていただきます。現地調査の報告をお願いいたします。

(11番委員) 周辺の状況ですが、東が田、西が宅地、南が道路、北が田です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。以上です。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(5番委員) 営農条件への支障ですが、用水は問題ありません。排水は、宅地内に枥を設置し、既存の水路に接続します。生活雑排水については公共下水道に接続します。日照通風、土砂流出については、問題ありません。総合判断として周辺営農に支障はないものと思われます。どうぞご審議ください。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが、市街地化区域に近接し、市街地化が見込まれる区域内にあるおおむね10ヘクタール未満の規模の農地の区域内にある農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。これらを許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、84番、85番は許可されました。

【受付番号 87 番】

- (農地担当) 続きまして 87 番, 南溝手の件について, 現地調査の報告をお願いいたします。
- (11 番委員) 周辺の状況ですが, 東が田, 西が宅地, 南が道路, 北が宅地です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。
- (農地担当) それでは, 地元委員からの説明をお願いいたします。
- (13 番委員) この申請地ですが, 周辺は開発が行われているエリアで地元としては問題ないと思いますが用水は問題ありません。排水は, 宅地内に柵を設置し, 既存の水路に接続します。生活雑排水については合併浄化槽に接続します。日照通風, 土砂流出については, 問題ありません。総合判断として周辺営農に支障はないものと思われま。どうぞご審議ください。
- (農地担当) それでは, 事務局より補足説明をお願いいたします。
- (主査) 農地区分ですが, 甲種, 第1種, 第2種, 第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで, 第2種農地と判断しています。
- (農地担当) この件につきまして, 何かご質疑, ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。87 番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め, 87 番は許可されました。

【受付番号 88 番】

- (農地担当) 続きまして 88 番, 宿の件につきまして, 現地調査の報告をお願いいたします。
- (11 番委員) 周辺の状況ですが, 東が道路, 西が畑, 南が畑, 北が道路です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。
- (農地担当) それでは, 地元委員からの説明をお願いいたします。
- (6 番委員) 申請地周辺は宅地化が進んでいる場所で, 地元としては問題ないと思いますが, 詳細は高谷委員から説明をお願いします。
- (農地担当) それでは高谷委員, 説明をお願いします。
- (高谷委員) 用水は東にあり問題ありません。排水は, 宅地内に柵を設置し, 既存の水路に接続します。生活雑排水については公共下水道に接続します。日照通風, 土砂流出については, 問題ありません。総合判断として周辺営農に支障はないものと思われま。どうぞご審議ください。
- (農地担当) それでは, 事務局より補足説明をお願いいたします。
- (主査) 農地区分ですが, 甲種, 第1種, 第2種, 第3種のいずれの要件にも該当しない農地と

ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。88番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、88番は許可されました。

【受付番号89番】

(農地担当) 続きまして89番、井手の件につきまして、現地調査の報告をお願いいたします。

(11番委員) 周辺の状況ですが、東が道路、西が宅地、南が宅地、北が道路です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。以上です。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をいたします。

(3番委員) この申請地ですが、住宅に囲まれたエリアです。詳しくは、最相委員から説明をお願いします。

(最相委員) 現地は周りすべて宅地で南に少し農地が残っていますが、用水排水は問題ありません。日照通風、土砂流出についても問題なく、周辺営農に支障はないものと思われま。どうぞ審議ください。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが、市街地化区域に近接し、市街地化が見込まれる区域内にあるおおむね10ヘクタール未満の規模の農地の区域内にある農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。89番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、89番は許可されました。

【受付番号90番、91番】

(農地担当) 続きまして90番、宿の件につきまして、91番と関連がありますので一括審議とさせていただきます。現地調査の報告をお願いいたします。

(11番委員) 周辺の状況ですが、90番は東が道路、西が畑、南が道路、北が畑、91番は東が畑、

西が宅地，南が道路，北が畑です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。

(農地担当) それでは，地元委員からの説明をお願いいたします。

(6番委員) 申請地周辺は宅地化が進んでいる場所で，地元としては問題ないと思いますが，詳細は高谷委員から説明をお願いします。

(農地担当) それでは高谷委員，説明をお願いします。

(高谷委員) 用水は南にあり問題ありません。排水は，宅地内に柵を設置し，既存の水路に接続します。生活雑排水については公共下水道に接続します。日照通風，土砂流出については，問題ありません。総合判断として周辺営農に支障はないものと思われま。どうぞご審議ください。

(農地担当) それでは，事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが，甲種，第1種，第2種，第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで，第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして，何かご質疑，ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。これらを許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め，90番，91番は許可されました。

【受付番号92番】

(農地担当) 続きまして92番，南溝手の件について，現地調査の報告をお願いいたします。

(11番委員) 周辺の状況ですが，東が宅地，西が宅地，南が道路，北が宅地です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。

(農地担当) それでは，地元委員からの説明をお願いいたします。

(13番委員) この案件ですが，用水は北と西にあり問題ありません。排水は，宅地内に柵を設置し，既存の水路に接続します。生活雑排水については合併浄化槽に接続します。日照通風，土砂流出については，問題ありません。総合判断として周辺営農に支障はないものと思われま。どうぞご審議ください。

(農地担当) それでは，事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが，甲種，第1種，第2種，第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで，第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして，何かご質疑，ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。92番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、92番は許可されました。

【受付番号93番】

(農地担当) 続きまして93番、南溝手の件について、現地調査の報告をお願いいたします。

(11番委員) 周辺の状況ですが、東が畑、西が宅地、南が道路、北が田です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(13番委員) この案件ですが、用水は南にあり問題ありません。排水は、宅地内に柵を設置し、既存の水路に接続します。生活雑排水については合併浄化槽に接続します。日照通風、土砂流出については、問題ありません。総合判断として周辺営農に支障はないものと思われま。どうぞご審議ください。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。93番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、93番は許可されました。

【受付番号94番】

(農地担当) 続きまして94番、井手の件につきまして、現地調査の報告をお願いいたします。

(11番委員) 周辺の状況ですが、東が宅地、西が宅地、南が田、北が道路です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。以上です。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をいたします。

(3番委員) 申請地ですが、周辺は市街化している地域です。詳しくは、最相委員から説明をお願いします。

(最相委員) 現地は周りが宅地化されており、最後の1区画になります。南側に田がありますが、用水排水ともに問題なく、周辺営農に支障はありません。地元としては問題ないと思います。審議の程よろしく申し上げます。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが、市街地化区域に近接し、市街地化が見込まれる区域内にあるおおむね10ヘクタール未満の規模の農地の区域内にある農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。94番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、94番は許可されました。

【受付番号77番】

(農地担当) 続きまして77番、黒尾の件について、現地調査の報告をお願いいたします。

(11番委員) 周辺の状況ですが、東が田、西が宅地、南が畑、北が宅地です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(11番委員) この案件ですが、娘夫婦が同居しておりますが、家が手狭になったことから、隣接する農地に家を建てるという案件です。地元としては問題ないと思いますが、詳しくは石尾委員から説明をお願いいたします。

(農地担当) それでは、石尾委員お願いします。

(石尾委員) 営農への支障ですが、用水は問題ありません。排水は、宅地内に柵を設置し、既存の水路に接続します。生活雑排水については合併浄化槽に接続します。日照通風、土砂流出については、問題ありません。総合判断として周辺営農に支障はないものと思われま。う。どうぞ審議ください。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。77番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、77番は許可されました。

【受付番号 86 番】

- (農地担当) 続きまして 86 番、秦の件について、現地調査の報告をお願いいたします。
- (11 番委員) 周辺の状況ですが、東が畑、西が宅地、南が道路、北が畑です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。
- (農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。
- (8 番委員) この案件ですが、両親が高齢になったため農作業などを手伝ったり、将来、介護などもあるということで父親の所有地に家を建てるという案件です。近隣の畑は全て父親の土地ということで、被害防除計画書を確認しましたが周辺営農に影響はなく、地元としては問題がありませんので、審議の方よろしくをお願いします。
- (農地担当) 池上委員、何か補足はありますか。
- (池上委員) 補足することはございません。よろしくをお願いいたします。
- (農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。
- (主査) 農地区分ですが、甲種、第 1 種、第 2 種、第 3 種のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第 2 種農地と判断しています。
- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。86 番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、86 番は許可されました。

【議案第 55 号 農用地利用集積計画について】

- (農地担当) 続きまして別冊になります。議案第 55 号、農用地利用集積計画について、を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。
- (主査) 【議案第 55 号 農用地利用集積計画について朗読】
- (農地担当) まず、関係委員さんに退席をお願いします。

【2 番委員， 4 番委員， 5 番委員， 11 番委員， 12 番委員，
14 番委員， 15 番委員， 最相委員， 高谷委員， 海野委員 退席】 午後 3 時 17 分

- (主査) 【議案第 55 号 農用地利用集積計画について説明】
- (農地担当) 事務局から説明のありました農用地利用集積計画についてですが、何かご質問がござい

ましたら挙手で意見ををお願いします。

(農地担当) 特にございませんでしたら、原案どおり承認してよろしいでしょうか。

(委員) よろしい。

(農地担当) それでは、原案のとおり承認といたします。

【2番委員, 4番委員, 5番委員, 11番委員, 12番委員,
14番委員, 15番委員, 最相委員, 高谷委員, 海野委員 入室】 午後3時20分

【報告第33号 農地法第3条の3の規定による農地等の相続等の届出の受理の決定について】

(農地担当) それでは、報告事項に入ります。報告第33号、事務局より説明をお願いいたします。

(主査) 【報告第33号 報告書について朗読】

【報告第34号 農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について】

(農地担当) 次に、報告第34号、事務局より説明をお願いいたします。

(主査) 【報告第34号 報告書について朗読】

【報告事項】

(農地担当) 24ページ以降は、その他報告事項となっております。お目通しください。

(農地担当) 以上でございますが、本日許可された議案につきましては、速やかに許可書を交付することといたします。また、開発許可が必要なものにつきましては、同日許可とし許可書を交付いたします。本日の許可件数は、3条関係が15件、4条関係が1件、5条関係が18件ございました。また、農用地利用集積計画につきましては、原案どおり承認いたしました。以上で、日程第3についての審議は全て終了いたしました。ご協力ありがとうございました。

(会長) ありがとうございます。それでは、日程第4その他に入ります。委員の方から何かありますか。ないようでしたら、私から、「総社市優良農業者表彰守谷基金」による優良農業者候補者の推薦について報告します。令和5年10月27日付けで、総社市長から推薦依頼があり、委員の皆様は11月17日までに、推薦をお願いしておりましたところ、個人1名の推薦がありました。お手元に「総社市優良農業者表彰候補者調書」を

お配りしていますので、ご覧ください。原瀬宣良氏の推薦について、推薦理由等の説明をさせていただきます。

【推薦理由説明】

推薦理由等の説明がありましたが、原瀬宣良氏を農業委員会として推薦することにつきまして、ご意見等がありますか。

(委員) なし。

(会長) それでは、原瀬宣良氏について、農業委員会として推薦することとしてよろしいでしょうか。

(委員) 異議なし。

(会長) それでは、原瀬宣良氏を農業委員会として推薦することにします。なお、お配りしています調書につきましては、総会終了後に回収いたします。

(会長) それでは、会長代理より閉会の挨拶をお願いいたします。

(会長代理) **【閉会挨拶】** 以上でございます。今日はお疲れ様でございました。

閉会 午後3時29分